

議案第114号

上越市立公民館条例の一部改正について

上越市立公民館条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和5年12月1日提出

上越市長 中 川 幹 太

上越市立公民館条例の一部を改正する条例

上越市立公民館条例（昭和46年上越市条例第37号）の一部を次のように改正する。

第2条の2第2項第2号の表上越市立吉川地区公民館東田中分館の項から上越市立吉川地区公民館勝穂分館の項までを削る。

別表(2)の表吉川地区公民館東田中分館の部から吉川地区公民館勝穂分館の部までを削る。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。